

岩手県告示第812号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成19年11月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 大船渡市
- 2 事業の種類 防災（避難）広場設置事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 岩手県大船渡市三陸町吉浜字千歳地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号要件への適合性

申請に係る事業は、大船渡市が、大船渡市防災計画に基づき避難地として整備する防災（避難）広場であり、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する広場」に該当する。

従って、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件への適合性

本件事業の起業者である大船渡市は、大船渡市防災会議条例に基づき大船渡市地域防災計画を策定しておりその計画に基づく施設の設置者である。このことから本件事業を実施する権能を有していると認められる。また、既に本件事業に係る予算措置を講じている。

従って、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件への適合性

ア 得られる公共の利益

大船渡市では、地震・津波災害から市民の生命財産を守ることを市政の最重要課題と位置づけ、災害対策基本法に基づき大船渡市防災会議条例を制定し、地域における地域防災計画を作成し推進している。また、大船渡市防災会議では、地域防災の万全を期すため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項について、大船渡市防災計画を策定している。

大船渡市では、大船渡市防災計画に定める避難対策計画に基づき、市内各地区に避難場所を指定している。さらに、ワークショップを開催し、その意見をもとに津波避難マップを作成し避難場所のほか一時的に避難、集合場所となる津波避難目標地点を図示し地域住民に周知を図っている。

起業地が所在する千歳地区は、吉浜湾に突き出た半島の南側に位置し海岸線まで山地が迫る急峻な地形に家屋が密集して集落を形成している。その地勢から平坦地がほとんどなく、災害時の避難及び応急活動を行うための施設の整備が急務となっている。

大船渡市では、千歳部落の高台に位置する千歳部落会館を災害時の避難場所として指定し、災害時に速やかな避難行動が図られるよう周知しているが、公民館の収容可能人数は60名であり当該集落の住民172名全員が避難することは不可能となっている。併せて、家屋の倒壊により避難路の通行ができなくなった場合、避難に支障をきたすこととなる。

本件事業は、大船渡市防災計画で指定している避難場所のほかに、避難場所を補完する防災（避難）広場を設置するものであり、本件事業により住民全員の迅速な避難を可能にし、かつ、救護所の開設や緊急車両の駐車スペースを確保することにより避難後の応急活動が可能になる。

従って、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

起業地内には、保護のため特別の措置を講ずべき希少動植物及び文化財等について、大船渡市及び大船渡市教育委員会に確認したところ存しないことが確認されており、また、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価の非

対象事業である。

従って、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、千歳地区の住民を地震・津波等の災害から守るため整備するもので起業地は、千歳地区の周辺でかつ一定程度の標高を確保できる場所に限られる。

事業計画は、既存の避難場所を補完し、不足する部分について新たに土地を収用するものであるが、事業の目的、避難場所を利用する住民の利便性、周辺土地の利用形態、支障物件の状況、用地取得費及び工事費等の経済性等から、3つの事業計画を作成し比較検討した結果、これらの条件を満たす最適な事業計画が策定されており、施設規模及び起業地の範囲については、必要最小限の範囲としていると判断される。

従って、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。従って、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

地震調査研究推進本部が公表した平成19年1月1日を基準とした長期評価結果によれば今後10年以内に60%程度、30年以内に99%の確率で宮城県沖地震の発生が予測されていることから本事業の早期の対応が求められている。

従って、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業に恒久的に供される範囲としていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 大船渡市役所 三陸支所